【規程番号　神女大短Ⅰ－011】

神戸女子大学・神戸女子短期大学環境保全委員会規程

（名称、目的）

第１条　神戸女子大学及び神戸女子短期大学の教育研究に係わる教職員と学生の安全を図り、教育研究活動による環境負荷を軽減するために、環境保全委員会（以下「委員会」という。）を常設する。

（構 成）

第２条　委員会は、学長、副学長、部局長、総務企画部長及び第５条に規定されている専門委員会委員長をもって構成する。

２　学長は、副学長を委員会委員長に指名する。

（会 議）

第３条　委員会は学長が招集し、原則として４月と９月に開催する。

２　委員会委員長は、議長となる。

（審議事項）

第４条　委員会は、環境保全に関する次の事項の基本方針を審議する。

(1) ＤＮＡ実験の安全性に関する事項
(2) 微生物実験の安全性に関する事項
(3) 有害な化学物質（毒物、劇物など）の管理と処理に関する事項
(4) 動物実験に関する事項
(5) 廃棄物の処理及び再生資源利用の促進に関する事項
(6) その他、教育研究環境の改善に関する事項

（専門委員会の設置）

第５条　前条の環境保全対策を円滑に実施するため、委員会のもとに次の専門委員会を設置して総括する。

(1) 組換えＤＮＡ実験安全専門委員会
(2) 微生物実験安全専門委員会
(3) 化学物質等管理専門委員会
(4) 動物実験委員会

２　委員会には、前項の専門委員会のほか、必要に応じてその他の専門委員会を置くことができる。

３　各専門委員会の運営方法は、各委員会の定めによる。

（事 務）

第６条　委員会の事務は総務課（大学庶務担当）が行う。

２　専門委員会の事務は各委員会で行う。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

2　この規程の施行に伴い、神戸女子大学環境保全委員会規程、神戸女子大学環境保全専門委員会規程及び神戸女子短期大学安全・衛生対策委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。